

令和4年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

令和3年9月7日

1. 制度に関すること

(1) 第6期科学技術・イノベーション基本計画の施行に伴い「本プログラムの政策的位置づけ」を変更しました。(p.8)

(2) 「トップダウン型」の条件・背景、最大採択件数を変更しました。

今年度は以下の2つの条件のうちいずれかを満たす場合に「トップダウン型 SATREPS」について提案することができます。また、最大採択件数を2件から3件としました。(p.19)

A アフリカ地域において、研究開発や社会実装にICTを積極的に活用することにより社会課題の解決に資することが見込まれるもの。

B 大洋州において、気候変動への適応又は防災・減災に資することが見込まれるもの。

2. 研究領域について

(1) 研究領域名、領域概要、研究課題の例を一部変更しました。

①環境・エネルギー分野 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」領域

・研究課題の例として以下3点を詳細に書き換えました。(p.22)

今年度	－ <u>水資源の賦存量の把握、安全で持続可能な水資源の管理・利活用・処理に関する研究（関連する事業者の能力強化・サービス向上に資する提案も含む）</u> － <u>スマートシティ構築に向けた都市の環境保全（緑化を含む）、都市化による環境劣化の緩和、快適な都市の構築・運用に関する研究</u> － <u>気候変動の観測・予測・影響評価及び適応策に関する研究</u>
前年度	－水資源の持続可能な利活用、安全な水の確保、処理に関する研究 －都市における環境保全（緑化を含む）・環境創造に関する研究 －都市化に伴う環境劣化の緩和、快適な都市の構築・運用に関する研究

・研究課題の例として以下1点を追加しました。(p.23)

－新型コロナウイルス感染症に伴う環境・社会の変化を捉える研究

②環境・エネルギー分野 「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」領域

・研究領域名を下記下線部のとおり変更しました。(p.23)

今年度	「 <u>カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究</u> 」領域 (省エネルギー、再生可能エネルギー、スマートソサイエティ、気候変動の緩和など、 <u>資源・エネルギーに関わるSDGsに貢献する研究</u>)
前年度	「 <u>低炭素社会の実現とエネルギーの高効率利用に関する研究</u> 」領域

	(省エネルギー、再生可能エネルギー、スマートソサイエティなど気候変動の緩和と SDGs に貢献する研究)
--	--

- ・領域概要を変更しました。(p. 23)
 - －「低炭素社会」を「カーボンニュートラル」に変更しました。
 - －背景を下記下線部のとおり変更しました。

今年度	<u>2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。</u>
前年度	平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で26.0%減(2005年度比25.4%減)とし、更に長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

- ・研究課題の例として以下2点を追加しました。(p. 24)
 - －クリーンエネルギーキャリアとしての水素・アンモニア・メタン(CH₄)等の生成・利用により、再生可能エネルギーの利用を促進する研究
 - －CH₄、N₂O、HFC等の非エネルギー起源の温室効果ガス排出削減に資する研究
- ・研究課題の例を下線部のとおり修正しました。(p. 24)
 - －高効率かつクリーンなエネルギー利用技術、高効率機器の導入やエネルギーのリサイクル技術、CO₂排出削減を実現するエネルギーシステム技術、革新的生産プロセス等、省エネルギーに関する研究
 - －ICT、IoT、AIなどデジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、スマート農業、交通輸送網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型の都市・地域づくりに関する研究

③生物資源分野 「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」領域

- ・領域概要を変更しました。(p. 24)
 - －「砂漠化や農地の乾燥化及び塩類集積、病虫害やウイルス病の蔓延、気温や降雨の不安定化等」を削除。
- ・研究課題の例に下記下線部を追記しました。(p. 25)
 - －生物資源の持続的生産及び利用に資する研究(植物・動物・海洋生物・微生物等の資源管理・育種・栽培/繁殖/培養技術、生産・流通システム等)

④防災分野 「持続可能な社会を支える防災・減災に関する研究」

- ・研究領域名に下記下線部を追記しました。(p. 25)
 - －「持続可能な社会を支える防災・減災に関する研究」
(災害メカニズム解明、国土強靱化・社会インフラ強化・適切な土地利用計画などの事前の対策、災害発生から復旧・復興まで仙台防災枠組、気候変動に起因する災害への適応策及びSDGsに貢献する研究)
- ・研究課題の例に下記下線部のとおり追記しました。(p. 26)

- －気候変動と大規模自然災害との関連性の把握や気候変動に起因すると思われる災害への適応策に関する研究
- －都市化に伴い深刻化する大規模災害（火災、集中豪雨による都市型水害、ライフライン・交通網などの社会インフラの損傷等）に対する被害軽減方策に関する研究
- －災害情報の迅速な収集及び効果的な活用を通じた、地域や都市の防災・減災に資する研究（災害監視衛星、リモートセンシング、UAV、GIS、GNSS、ICT、IoT、AIなどデジタル技術の利用技術開発を含む）
- －新型コロナウイルス感染症禍における災害対策のあり方及び社会のレジリエンスの総合力向上に関する研究

3. 選考の観点について

(1) 書きぶりを見直しました。（p. 38）

① 【日本のメリット】

今年度	日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成が見込まれること。また、 <u>相手国及び世界で、日本の科学技術のプレゼンス向上が見込まれること。</u>
前年度	日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれること。

② 【両国の実施体制】

今年度	相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有していること。また、 <u>日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っており、それぞれの役割分担が明確であること。</u> （略）
前年度	相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること。（略）

③ 【社会実装の計画と実現可能性】

今年度	<u>想定される研究成果の社会実装に向けた計画（社会実装の推進の主体・体制、相手国側の活動、研究期間終了後の他地域や市場への普及を目指した構想など）があること。また、その計画を推進するために研究期間中に実施する活動内容が明確かつ適切であり、相手国側関係者の理解及び適当な相手国側機関の参画が得られていること。</u>
前年度	社会実装の計画（内容、時期、体制、手段と実現の目途）があること。研究協力期間中に社会実装の全てが達成されないものもあり得るが、研究計画において想定される研究成果を社会でどのように活用していくのか、社会実装計画案（社会実装推進/普及主体、体制、相手国側の活動、他地域や市場への普及のための計画案）と研究期間中に実施する社会実装に向けた活動計画が具体的であること。また、社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国側公的機関等の参画を検討すること。

④【ODA 方針への合致、ODA 事業としての適性】

今年度	<u>国別開発協力方針に合致し、相手国政府での優先度/ニーズが高いこと。また、相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られていること。さらに、活動地域の安全・治安上の問題が無いこと。</u>
前年度	相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあり、相手国に対する日本の ODA の方針に沿っていると同時に、研究成果の社会実装を目指す ODA 事業として適切かつ実施可能であること。

4. 留意事項について (p. 39)

(1)【ODA の視点】を「4.3 ODA 事業として求められること」に移動しました。

5. 研究費について

(1)3.4.1 研究費（直接経費）の※2に、バイアウト制の導入及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出についての説明を追記しました。（p. 44）

6. ODA による技術協力について

(1)下記項目を追加しました。

- ・ 4.3 ODA 事業として求められること
- ・ 4.5 技術協力プロジェクト全体の流れ
- ・ 4.7.4 事業契約書 (1)初めに
- ・ 4.7.6 R/D 締結から事業開始までの所要時間

(2)4.7.4 事業契約書 (4)事業契約書における支出可能な経費に、計上・支出可能な経費として②現地での研究に必要な経費を追加しました。また、間接経費は「直接経費の合計」の最大 30% となることを追記しました。

(3)4.8 JICA による不正行為等に対する措置 を第 5 章より移動しました。

(4)4.9 ODA に関する問合せ先 に、JICA による個別相談受付のウェブページの URL を追記しました。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>

7. その他

(1)5.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況 に下記下線部を追記しました。

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合、また、研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属研究機関との共有が行われていないことが判明した場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

(2)5.4 不正使用及び不正受給への対応、5.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について の※3 に下記下線部を追記しました。

※3 応募制限期間は原則、不正使用が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(3)5.13 博士課程学生の処遇の改善の項の内容を更新しました。

- ・「『第6期科学技術・イノベーション基本計画』～改善が求められています。」のとおりに更新。
- ・「『第6期科学技術・イノベーション基本計画』では～拡充する等としています。」に修正。
- ・注釈15を追加。

(4)5.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援の項の内容を更新しました。

- ・「また、『第6期科学技術・イノベーション基本計画』においても～と述べられています。」を追記。

(5)5.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ・「本プログラムを通じて取得した技術等～遵守が義務づけられている。」を追記。

(6)5.18 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施についての項を追加しました。

(7)5.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについての項を冒頭より移動しました。

(8)5.33 研究機関における研究インテグリティの確保についての項を追加しました。

8. Q&A・お問合せ

(1) 2. 日本側研究体制について

①下記下線部を追加しました。

Q 日本国籍を持たない研究者は研究代表者として申請できますか。（p.105）

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍の研究者も研究代表者や主たる共同研究者として応募することは可能です。ただし、派遣国によっては、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合があります。

Q 日本国籍を持たない研究者を在外研究員として申請できますか。（p.106）

A 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。（略）ただし、派遣国によっては、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合があります。

(2) 3. 予算・契約について

①下記下線部を追加しました。

Q 研究代表者所属機関と JICA との間で締結される取極め及び事業契約書の署名者はどの程度の職位の者を想定すればよいですか。（p.109）

A JICA 側での署名者は、取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）につい

ては理事長、取極めの附属書（各プロジェクトにつき締結）についてはプロジェクト担当部長、事業契約書は契約担当理事です。これらの職位に従い、研究代表者所属機関側での規程等に基づき、決定願います。

(3) 4. 提案書や e-Rad での応募について

①他制度での助成等の有無に関して、以下の Q&A を追加しました。

Q 様式 4 の記入要領に海外機関を含むとありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。 (p. 110)

A 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的資金、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

②提案書の様式 7 及び様式 8 の公印を省略可能とする旨を追記しました。

(様式 7 について)

A 下部組織の長ではなく機関長（大学なら学長）名で様式 7 をご提出ください。なお、公印は省略可能です。 (略)

(様式 8 について)

A 企業の場合は所属部長など、参画者の SATREPS での活動に責任がとれる方を指します。また、個人印ではなく役職印をお願いします。なお、社印は省略可能です。

③提案書の様式 8 の提出が不要な機関に一般財団法人を含めました。

A (略) 企業以外では下記以下に該当する機関は提出不要です。 (p. 110)

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関（一般社団法人や一般財団法人含む）

(4) 5. ODA 要請や相手国側研究体制について

①相手国のニーズについて、下記下線部を追加しました。

Q 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいでしょうか。 (p. 111)

A (略) また、地域研究の学会等に参加し、相手国で活動する参加研究者と交流することも開発途上国のニーズを把握する有力な方法の一つです。

②ODA 要請書の入手方法について、下記下線部のとおり修正しました。

Q ODA 要請書の様式は、どこかで入手できますか。 (p. 111)

A 各国の ODA 担当省庁が定めていますので、ODA 要請書の詳細については、相手国研究機関から所管省庁又は ODA 担当省庁に照会してください。

9. 対象となる国（共同研究相手国） (p. 115)

- ・ミャンマー連邦共和国が対象から外れました。
- ・タンザニア連合共和国が対象に追加されました。

10. 提案書様式

(1) 様式 1 (提案書)

- ・ 関連する研究分野・領域のチェックボックスを削除しました。
- ・ 英語の課題名は、JICA の技術プロジェクトの表記ルールに則り、「Project」を含むもの（前年度までは「The project for」で始まるものでしたが変更）、かつ「in 相手国名」を含めないものとししました。

(2) 様式 2 (研究課題構想)

- ・ 「5. 社会実装の計画と実現可能性」の設問の書きぶりを見直しました（内容は変更なし）。

今年度	<ul style="list-style-type: none">・ 研究成果の社会実装の計画（内容、時期、体制、手段と実現の目途等）を具体的に記載してください。<u>研究成果を社会で活用するための社会実装計画（社会実装の推進の主体・体制、相手国側の活動、他地域や市場への普及を目指した構想）</u>と研究期間中に実施する社会実装に向けた計画を明確に区別して記載してください。・ 社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国公的機関等の参画があれば記載ください。
前年度	<ul style="list-style-type: none">・ 研究成果に対する社会実装の計画（内容、時期、体制、手段と実現の目途）を具体的に記載してください。研究計画において想定される研究成果を社会での活用へ結びつけるための社会実装計画案（社会実装推進/普及主体、体制、相手国側の活動、他地域や市場への普及のための計画案）と研究期間中に実施する社会実装に向けた活動計画を明確に区別して記載してください。・ 社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国公的機関等の参画についても記載ください。

(3) 様式 4 (他制度での助成等の有無)

- ・ 民間財団・海外機関の助成の記載を求める説明を追記しました。

(4) 様式 5 (相手国研究機関実施体制)

- ・ 相手国の研究代表機関の研究代表者、相手国の協力機関の主たる研究者の選定理由及び日本側研究代表者との交流実績の記載を求める項目を表内に追加しました。

(5) 様式 7 (機関長からの承諾書)、様式 8 (企業等の構想)

- ・ 公印、社印を省略可能としました。

以上